

3原第322号
令和3年11月19日

四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介 様

愛媛県知事 中村 時広

伊方発電所3号機の運転再開について

伊方発電所で昨年1月に発生した連続トラブル及び本年7月に発覚した保安規定違反事案に関して、再発防止策や県からの要請事項への対応状況等を確認した結果、貴社の取組を妥当と判断し、3号機の運転再開については、下記の要請事項の遵守を条件に了承することとしたので、通知します。

また、長期間停止した後であることにも留意して、安全に万全を期すとともに、緊張感を継続して取り組まれない。

記

1 原子力事業者としての責任について

福島第一原子力発電所事故の教訓を決して忘れることなく、安全最優先の取組を行うとともに、二度と要員の無断外出のような事案を発生させないよう、経営トップから協力会社社員一人一人に至るまで、原子力事業者としての責任や使命を自覚するよう改めて徹底すること。

2 安全性の向上と県民の信頼回復について

再発防止策の確実な実施はもとより、これまで以上に安全性向上に努め、技術力の維持・向上や安全文化の醸成に取り組むこと。また、再発防止策や安全文化の醸成活動の実施状況について、県民に対してより一層丁寧に説明し、県民の信頼の回復に努めること。

3 「えひめ方式」の徹底について

かねてより要請している「えひめ方式」の通報連絡体制の徹底について、「えひめ方式」が信頼関係の根幹であることを再認識し、遺漏なく実施すること。